

議第 130 号 呉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正を踏まえ、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

地方税法の一部改正（令和 2 年法律第 5 号による改正）により、延滞金の計算に用いる特例の割合の名称が「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に改められました（令和 3 年 1 月 1 日施行）。

呉市国民健康保険条例（昭和 34 年呉市条例第 3 号）、呉市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年呉市条例第 11 号）及び呉市介護保険条例（平成 12 年呉市条例第 16 号）の中でも、延滞金の計算に用いる特例の割合の名称を、地方税法と同様に「特例基準割合」と規定していますが、一部改正後の地方税法に合わせて名称を改めるとともに、これに伴う字句の整理をするものです。

【参考】

改正前	特例基準割合 「租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合」(0.6%) + 1%
改正後	延滞金特例基準割合 「租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合」(0.6%) + 1%

「平均貸付割合」とは、各年の前々年の 9 月から前年の 8 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 11 月 30 日までに財務大臣が告示する割合（令和元年に告示された割合：0.6 パーセント）をいいます。

当該割合は、改正前の「租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合」と同じものを指すため、延滞金の割合自体に変更はありません。

3 施行期日

令和 3 年 1 月 1 日